

平成 21 年 12 月 15 日

名古屋市議会基本条例制定研究会 協議事項（第 2 回）

1 研究課題

（1）条例のイメージ

（2）学識経験者

2 個別課題

（1）議員年金

（2）海外視察

（3）費用弁償

3 その他

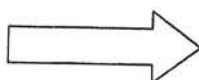
※ 午後 4 時から議会運営委員会室にて、児玉克哉三重大学教授の基調講演

<議会基本条例のイメージ>

現 状

- ① 議会や議員は、住民の代表として、多様な民意を反映し、政策の実現につなげる役割を期待されている。
- ② 民意を反映させるために議会や議員が行っている地道な活動は、市長と比べて、市民からは見えにくい。

名古屋市会
がめざすこと



基本理念



前 文

- ・ 二元代表制の下での役割の自覚
- ・ 市民に開かれた充実した議会活動の実現
- ・ 市民生活の充実、地域経済の発展、市勢の発展

<課題>

多様な民意を政策実現に反映

- ・ 会派の位置づけを明確化
- ・ 市長との関係を明確化
- ・ 予算等の議会への説明のルール化
- ・ 会期等の見直し
- ・ 会議の運営原則を明確化
- ・ 反問権を含む質疑応答の明確化
- ・ 政策立案機能及び調査機能の強化
- ・ 図書室の充実



制定の目的

- ・ 議会の役割、活動原則の明確化

条文の内容

- ・ 議会活動を円滑に実施するために会派を結成し、会派は議員の活動を支援する。
- ・ 議会と市長は、二元代表制の下で適切な緊張関係を保つ。
- ・ 必要に応じ市長が質問したり、一問一答方式を採用する。
- ・ 予算や決算を議会に提出する際には、市長は施策別又は事業別に資料で説明する。
- ・ 審議に適切な会期を設定する。
- ・ 議員相互間も討議する。
- ・ 議員による調査研究の充実
- ・ 監視、評価機能の強化
- ・ 専門的知見の活用
- ・ 議会活動の公正性、透明性を図る。
- ・ 市民の多様な意見の把握
- ・ 市民が参加する機会の確保
- ・ 情報発信に多様な手段を活用する。
- ・ マスコミの活用
- ・ 傍聴しやすい環境整備
- ・ 会議資料の公開
- ・ 条例を制定、改廃をする場合は、議会基本条例の趣旨を尊重し、議員又は委員会が議会自ら議案を提出する。

<課題>

市民に開かれた議会活動

- ・ 市民参加の促進
- ・ 広報の充実
- ・ 会議、情報公開原則の明確化



<課題>

議会や議員の身分に関する原則の在り方

- ・ 議員定数に関する条例
- ・ 定例会に関する条例
- ・ 委員会に関する条例
- ・ 政務調査費に関する条例
- ・ 議員報酬及び費用弁償に関する条例



地方議会議員年金制度(市議会議員)について(平成21年度)

		制 度 の 概 要
掛金率		標準報酬月額×16/100
特別掛金率		期末手当額 ×7.5/100
退職年金	受給資格	在職12年以上
	支給開始年齢	65歳 (経過規定あり)
	年金額	○H19.4.1以降初めて議員になる者 $\text{平均標準報酬年額} \times [35/150 + 0.7/150 \times (\text{在職年数} - 12\text{年})]$ 〔○H19.3.31以前に議員であった者で、19.4.1以降受給権が発生した者 $\text{平均標準報酬年額} \times [36/150 + 0.72/150 \times (\text{在職年数} - 12\text{年})]$〕
	重複加入	被用者年金と重複期間がある場合は年金額から40%(平成15年3月以前の重複期間については25%)を控除
	高額所得者の一部支給停止	退職年金額が190.4万円以上で、前年の退職年金等を除く総所得が500万円を超えるときは、690.4万円を超える額の1/2相当額の支給を停止
退職一時金	受給資格	在職3年以上12年未満
	一時金額	$\text{掛金総額} \times 49(50)/100$ (在職3年以上4年以下) $56(57)/100$ (在職4年を超え8年以下) $63(64)/100$ (在職8年を超え12年未満) ※括弧内は19.3.31以前の議員履歴を有する者の場合
遺族年金		在職12年以上の議員又は退職年金受給者が死亡したときに、その遺族に退職年金の1/2相当額を支給
遺族一時金		在職3年以上12年未満の議員が死亡したときに、その遺族に退職一時金と同額を支給

モデルケース(名古屋市会議員4期16年)

○掛金・特別掛金の総額(平成23年4月までの総額の見込み)

17,276,040円

○受給見込み年金額(年額)

1,928,448円

※議員在職期間中に被用者年金(厚生年金等。国民年金は含まない。)の加入期間がある場合には、40%(平成15年3月以前の重複期間については25%)が減額される。

平成 21 年 11 月 2 日 第 4 回地方議会議員年金制度検討会(総務省)で示された廃止する場合の考え方

①現職議員(在職 12 年以上)

「退職時に、掛金総額(期末手当に係る特別掛金は含まない。以下同じ。)の 63%を支給」
又は

「廃止前の法律による年金を支給」 のいずれかを選択

②現職議員(在職 12 年未満)

退職時に、掛金総額の廃止前の法律による支給割合で支給

(参考)

地方議会議員年金を廃止する場合の考え方と国会議員互助年金の廃止方法の比較(上記検討会資料より)

		地方議会議員年金を 廃止する場合の考え方	国会議員互助年金の 廃止方法
現職議員			
受給資格のある者	・国会議員 在職10年以上 ・地方議員 在職12年以上	○掛金総額の<u>63%</u>を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成23年6月時点)の法律による年金を受給 (平成14年改正前に比べ既に30%削減済) ※ 年金算定基礎率 50/150 → 36/150	○納付金総額の<u>80%</u>を退職時に給付 又は ○退職後、廃止前(平成18年3月時点)の法律による年金額の<u>15%</u>削減した年金を受給 ※ 年金算定基礎率 50/150 → 42.5/150
受給資格のない者	・国会議員 在職10年未満 ・地方議員 在職12年未満	○掛金総額の<u>下記の割合</u>で退職時に給付 在職3年未満 : 49/100 在職3年以上4年以下 : 49(50)/100 在職4年を超え8年以下 : 56(57)/100 在職8年を超え12年未満 : 63(64)/100 ※括弧内は、H19.3.31以前の議員歴を有する者の場合	○納付金総額の<u>80%</u>を退職時に給付

海外視察について

H21. 12. 14作成

都 市	平成21年度予算額(諸経費を含む。)	備 考
A 市	1人当たり限度額なし (総額500万円の予算の範囲内で実施)	任期中1回
B 市	50万円/人	任期中1回
C 市	70万円/人 (※通訳料を除く。)	任期中1回
D 市	80万円/人	任期中複数回可能
E 市	80万円/人	任期中1回
F 市	80万円/人	任期中1回
G 市	80万円/人	任期中複数回可能
H 市	80万円/人	任期中1年度に限り予算の範囲内で2回まで
I 市	100万円/人	任期中1回
J 市	100万円/人	任期中1回
K 市	100万円程度/人(旅費のみ) ※諸経費は過去の実績を勘案し予算計上。	任期中1回
L 市	100万円/人	任期中複数回可能
M 市	120万円/人(1期の議員は60万円)	任期中1回
N 市	120万円/人	任期中1回
名古屋市	120万円/人	任期中1回
O 市	実施見合わせ	
P 市	実施見合わせ	
Q 市	実施見合わせ	

名古屋市議会基本条例制定研究会 学識経験者等一覧

片 山 さつき	■千葉商科大学会計大学院教授 ■片山さつき政治経済研究所代表	元議員・元公務員
児 玉 克 哉	■三重大学学長補佐・人文学部教授 ■国際社会科学評議会副会長	大学教授
仁 木 雅 子	■社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会理事長	福祉団体
後 藤 昌 弘	■後藤昌弘特許法律事務所	弁護士
服 部 証	■連合愛知名古屋地域協議会事務局長	労働団体
佐 藤 祐 一	■愛知中小企業家同友会・副代表理事	中小企業経営者

「地方議員の役割」

児玉克哉

kodama@sd.starcat.ne.jp

名古屋市議会での講演資料

1) 公と私の狭間で

戦後の社会は公と私に特化していく社会

地方議員の役割は、主に4つ

- A) 公の付属的機関としての機能（実質的な企画・実践機能は持たず、人的ネットワークとして影響力を持つ）
- B) 公と私を結ぶ「口利き」機能（政策立案・実践能力を持つ公へ、上記のネットワークを通じて私からの陳情の手伝い）
- C) 地方の名士としての機能
- D) 首長の監視機能
（機能しない監視機能。9割の口利き与党と1割の完全反対野党。）

2) 崩れる公と私の構図

公の能力が低下（財政赤字・腐敗・硬直化）

異常な私（消費者モデルの極端な流行）

市民は神様論（私の悪い部分が顕著になる）

モンスターペアレンツ、モンスター市民

機能しない社会構造へ

困る地方議員

- A) 口利きの機会の限定（公の機能不全・情報公開の進展）
- B) 批判される議員（地方の名士から税金泥棒へ）

3) 共の時代へ

NPOなどの発展と展開

地域主体論

健全な市民社会の展開が求められる

新たな議員の役割

- A) 分裂した私をまとめて、結束力のある市民集団へ
- B) 市民集団のリーダーとしての役割
- C) 市民集団の政策立案者としての役割
- D) 首長の政策を具体的に立案する役割

4) これからの地方議員の展開

- A) 議会だけが戦場ではない
- B) 政策集団の形成（一人の議員：一つのメインテーマ、三つの専門領域）
- C) 情報手段の獲得（ブログ・ホームページ・電子メール・インターネット放送・ケーブルテレビ・地方新聞・コミュニティ新聞）
- D) ネットワークの形成（市民団体・メディア・企業・大学、、、）
- E) スタディツアー・合宿
- F) 地方の名士から政策実現のための社会変革活動家へ
地方名士としての価値は激減（地方名士としての職業としては成り立たない）
社会変革活動をするための時間とお金を税金でもらう職業としての地方議員
社会変革活動には絶好のポジション

5) 河村市政に関して

- A) 減税
- B) 地域委員会
- C) コミュニケーション

6) 名古屋市議会改革に関して